

請求人 宛て

横浜市監査委員	藤 野 次 雄
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	松 本 研
同	今 野 典 人

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和 5 年 3 月 30 日に受け付けました住民監査請求（総務局分）については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」といいます。）第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

また、最高裁判所昭和 62 年 2 月 20 日判決は、「住民監査請求に対し、同条 3 項の規定による監査委員の監査の結果が請求人に通知された場合において、（中略）同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されていないものと解するのが相当である。」と判示しています。

本件請求において請求人は、「時給職の職員」に「通勤費用を支給する根拠はない。」として、時給職の会計年度任用職員に根拠なく通勤費用を支給したことという財務会計上の行為について主張しています。

しかし、請求人自身による住民監査請求（令和 4 年 12 月 13 日受付。以下「先行案件」といいます。）において、時給職の会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の支給について監査を行い、時給職の会計年度任用職員に係る費用（通勤費用を含む。）を支給する根拠が存在することが判断されており、本件請求において対象とされた財務会計行為に係る事実（根拠を含む。）が先行案件と同一であると認められることから、重ねて監査を実施する必要はないものと判断しました。

（裏面あり）

なお、請求人は、「通勤手当に関する規則第10条の規定による通勤届にかかる確認及び第11条の随時の通勤の事情及び実地調査を怠り続けた。」「通勤手当に関する規則第2条、第5条、第10条、第11条の履行を怠っている」と、先行案件と異なる総務局総務部法制課に勤務する特定の職員に係る内容についても主張していますが、これらの主張について、「調査が必要である。」「確認することを求める。」などとするのみで、財務会計上の行為等を違法・不当とする理由を摘示していません。

また、請求人は、「法制課は審理員が業務した対価である給料に相当する報酬を違法に支給しなかった。」と主張しています。

最高裁判所平成6年9月8日判決は、「違法・不当な理由があるにしても、それが市に損害をもたらすことはないので住民監査請求の対象とはならない。」とした原判決を「正当として是認することができ」と判示しています。このことから、請求人の主張する「報酬を違法に支給しなかった。」ことは、市に損害をもたらすことではないので、住民監査請求の対象とはなりません。

したがって、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。